

和歌山県県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領

[沿革]	平成15年	7月30日	（制定）
	平成17年	7月 1日	（一部改正）
	平成21年	4月 1日	（一部改正）
	平成22年	4月 1日	（一部改正）
	平成22年	7月 1日	（一部改正）
	平成23年	4月 1日	（一部改正）
	平成24年	11月 1日	（一部改正）
	平成25年	4月 1日	（一部改正）
	平成26年	4月 1日	（一部改正）
	平成29年	4月 1日	（一部改正）
	平成30年	4月 1日	（一部改正）

（目的）

第1 この要領は、和歌山県県土整備部及び農林水産部の所掌する請負工事（建築・設備工事等）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ適確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な評価及び指導育成並び品質の向上を図ることを目的とする。

（評定の対象）

第2 評定は、県土整備部及び農林水産部が発注する建築工事、電気設備工事、機械設備工事、その他関連する請負工事について行うものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は評定の対象外とする。

- (1) 災害復旧に伴い緊急に行う工事で競争入札により請負契約を締結していない工事
- (2) 単価契約による工事

（評定者）

第3 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、和歌山県工事検査規程（平成14年和歌山県訓令第21号）第4条及び建設工事請負契約書第31条に定める検査員並びに同契約書第9条に定める監督員及び担当班長（ただし振興局建設部及び地域振興部にあっては、担当課長等）（以下「担当課長等」という。）とするものとする。

（評定の方法）

- 第4 評定は、工事請負契約ごとに独立して行うものとする。
- 2 評定は、評定者ごとに独立して適確かつ公正に行うものとする。
- 3 監督員及び担当課長等は、建設工事請負契約書第31条に定める工事の完成後及び同契約書第38条に定める指定部分に係る工事の完成（以下「一部完成」という。）後に、監督により確認した事項に基づき評定を行うものとする。
- 4 検査員は、和歌山県工事検査規程第3条に定める完成検査、中間検査及び一部完成検査の完了後に、検査により確認した事項に基づき評定を行うものとする。

（評定様式）

- 第5 評定は、別紙1「工事成績評定表」によって行うものとする。
- 2 評定表の採点は、別紙2「工事成績採点表」、別紙3「細目別評定点採点表」及び別表1で示される「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事等）」（以下「考査項目別運用表（建築・設備工事等）」といふ。）によって採点するものとする。
- 3 契約金額が1,500万円未満の工事については、別紙2「工事成績採点表」、別紙3「細目別評定点採点表」及び別表2で示される考査項目運用表によって採点するものとする。

（評定の結果の提出）

第6 検査員は、評定を行ったときは、評定の結果を第5に定める評定様式により遅滞なく発注機関の長に提出するものとする。

（評定の結果の通知）

第7 評定の結果の通知は、和歌山県県土整備部工事等成績評定通知実施要領（平成15年4月1日施行）により行うものとする。

（評定の修正）

第8 発注機関の長は、第7による評定の結果を通知したのち、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

別表 1

評定者	考査項目	細別	工種	様式番号	備考
監督員	1. 施工体制	I. 施工体制一般		別紙 4 ①	
		II. 配置技術者			
	2. 施工状況	I. 施工管理		別紙 4 ②	
		II. 工程管理		別紙 4 ②	
		III. 安全対策		別紙 4 ③	
		IV. 対外関係		別紙 4 ③	
	3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形		別紙 4 ④	
		II. 品質	建築工事	別紙 4 ⑤-建築	
			電気設備工事	別紙 4 ⑤-電気	
			機械設備工事	別紙 4 ⑤-機械	
		III. 解体工事		別紙 4 ⑤-解体	
	5. 創意工夫	I. 創意工夫		別紙 4 ⑥-1	
				別紙 4 ⑥-2	
		II. 県産品、県認定リサイクル製品		別紙 4 ⑦	
担当課長等	2. 施工状況	I. 工程管理		別紙 5 ①	
		II. 安全管理		別紙 5 ①	
	4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		別紙 5 ②-1	
				別紙 5 ②-2	
	6. 社会性等	I. 地域への貢献等		別紙 5 ③	
				別紙 5 ④	
	検査員	2. 施工状況	I. 施工管理	別紙 6 ①	
		3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	別紙 6 ②	
			II. 品質	建築工事 別紙 6 ③-建築	
			電気設備工事	別紙 6 ③-電気	
			機械設備工事	別紙 6 ③-機械	
		III. 出来ばえ	III. 解体工事	別紙 6 ③-解体	
			建築工事	別紙 6 ④-建築	
			電気設備工事	別紙 6 ④-電気	
			機械設備工事	別紙 6 ④-機械	
			解体工事	別紙 6 ④-解体	

別表 2 (契約金額が1,500万円未満の場合)

評定者	考査項目	細別	工種	様式番号	備考
監督員	1. 施工体制	I. 施工体制一般		別紙 8	
		II. 配置技術者			
	2. 施工状況	I. 施工管理		別紙 8	
		II. 工程管理		別紙 8	
		III. 安全対策		別紙 8	
		IV. 対外関係		別紙 8	
	3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形		別紙 8	考査項目細別は、別紙 4 ④を評価の目安として、総合的に判断する。
		II. 品質		別紙 8	考査項目細別は、別紙 4 ⑤を評価の目安として、総合的に判断する。
	5. 創意工夫	I. 創意工夫		別紙 4 ⑥-1	
				別紙 4 ⑥-2	
		II. 県産品、県認定リサイクル製品		別紙 4 ⑦	
担当課長等	2. 施工状況	I. 工程管理		別紙 9	
		II. 安全管理		別紙 9	
	4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		別紙 5 ②-1	
				別紙 5 ②-2	
	6. 社会性等	I. 地域への貢献等		別紙 9	
				別紙 5 ④	
	7. 法令遵守等				
検査員	2. 施工状況	I. 施工管理		別紙 10	
		II. 品質		別紙 10	考査項目細別は、別紙 6 ②を評価の目安として、総合的に判断する。
	3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形		別紙 10	考査項目細別は、別紙 6 ③を評価の目安として、総合的に判断する。
		II. 品質		別紙 10	考査項目細別は、別紙 6 ④を評価の目安として、総合的に判断する。
		III. 出来ばえ		別紙 10	考査項目細別は、別紙 6 ⑤を評価の目安として、総合的に判断する。

工事成績評定表

平成 年 月 日

振興局名 部名

課名

事務所名

課名

課名

1.完成検査

2.中間検査

第 回

3.一部完成検査

工事名	平成 年 第 号一		
	工事		
契 約 金 額	当初:	円 最終:	円
工 期	自:平成 年 月 日	自:平成 年 月 日	
	至:平成 年 月 日	至:平成 年 月 日	
完 成 年 月 日	平成 年 月 日		
完 成 檢 查 年 月 日	平成 年 月 日		
中 間 檢 查 年 月 日	第1回:平成 年 月 日	第2回:平成 年 月 日	
受 注 者 住 所 氏 名			
現 場 代 理 人 氏 名			
主 任 技 術 者 氏 名			
監 理 技 術 者 氏 名			
監 督 員 所 属 ・ 氏 名	印		
担 当 課 長 等 所 属 ・ 氏 名	印		
完 成 檢 查 檢 查 員 所 属 ・ 氏 名	印		
中 間 檢 查 檢 查 員 所 属 ・ 氏 名	印		
① 監 督 員 評 定 点	点		
② 担 当 課 長 等 評 定 点	点		
③ 中 間 檢 查 檢 查 員 評 定 点	点		
④ 完 成 檢 查 檢 查 員 評 定 点	点		
⑤ 法 令 遵 守 等	点		
⑥ 評 定 点 合 計	点		

注1)中間検査があつた場合

 $(① \times 0.4 + ② \times 0.2 + ③ \times 0.2 + ④ \times 0.2) - ⑤ = \text{評定点合計}(⑥)$

中間検査がなかつた場合

 $(① \times 0.4 + ② \times 0.2 + ④ \times 0.4) - ⑤ = \text{評定点合計}(⑥)$

2)中間検査があわせて2回以上あつた場合、③の評定点は中間検査評定点の平均値を記入する。

3)一部完成の場合は、担当課長等、監督員及び検査員が各評定を行い、完成の際に完成検査時の評定点と金額により加重平均を行い記入する。

4)評定点合計は、四捨五入により整数とする。

5)法令遵守等は、担当課長等が記入する。

工事成績採点表 [完成、一部完成]

※1 65点 + 1.～3.の評定(加減点合計) + 4.～6.の評定(加点合計) = 評定点
各評定点(①～④)は少數第1位まで記入する。

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。

評価に際しては、監督員からの報告を受けたうえで担当課長等が評価するものとする。

「I. 創意工夫」と「II. 品質・品質認定リサイクル製品」は個別に評価するものとするが、評定点はIとIIを合わせて最大で点までとする。

※4 4, 5, 6は加点評価のみとする。また、法令遵守は、減点評価のみとする。

※5 所見は必ず記載する。

※6 各考查項目ごとの採点は、考查項目別運用

※7 法令遵守等の評価は、担当課長等が行う。

※8 評定合計は、四捨五入により整数とする。

※9 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確

細目別評定点採点表

工事名 :

調査項目	細別	①監督員	②担当課長	③検査員(中間)	④検査員(中間)	④検査員(完成・一部完成)	細目別評定点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	() × 0.4 + 2.9 = 点					点 3.3点
	II. 配置技術者	() × 0.4 + 2.9 = 点					点 4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	() × 0.4 + 2.9 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	点 13.0点
	II. 工程管理	() × 0.4 + 2.9 = 点	() × 0.2 + 3.2 = 点				点 8.1点
	III. 安全対策	() × 0.4 + 2.9 = 点	() × 0.2 + 3.3 = 点				点 8.8点
	IV. 対外関係	() × 0.4 + 2.9 = 点					点 3.7点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	() × 0.4 + 2.8 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	点 14.9点
	II. 品質	() × 0.4 + 2.9 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	点 17.4点
	III. 出来ばえ			() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	点 8.5点
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		() × 0.2 + 3.3 = 点				点 7.3点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	() × 0.4 + 1.17 = 点	I + II \leqq 5.7 点				点
	II. 県産品、県認定リサイクル製品	() × 0.4 + 1.73 = 点					点 5.7点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		() × 0.2 + 3.2 = 点				点 5.2点
7. 法令遵守等			() × 1.0 = 点				
							評定点合計 点 100.0点
8. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認			履行 不履行 対象外	※ 不履行時 : 「7. 法令遵守等」の減点評価対象		

※ 中間検査があった場合 $(\text{①} + \text{②} + \text{③} \times 0.5 + \text{④} \times 0.5)$ = 細目別評価点 (中間が2回以上の場合は③を平均する)
中間検査がなかった場合 $(\text{①} + \text{②} + \text{④})$ = 細目別評価点

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。
※ 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。
※ 評定点合計は、小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までの表記とすること。
なお、通知時はさらに小数点以下を四捨五入し、整数表記で通知すること。

考査項目	細別	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
1. 施工体制	I. 施工体制一般					
	●評価項目					
	□□ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。				□ 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	□ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
	□□ 施工計画書を、工事着手前に提出している。				該当すれば「d」評価とする	該当すれば「e」評価とする
	□□ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。					
	□□ 品質証明の時期・確認項目が、工事全般にわたり、よく把握されている。					
	□□ 元請が下請の作業成果を検査している。					
	□□ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。					
	□□ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。					
	□□ 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。					
	□□ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。					
	□□ 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制(規格値の設定や確認方法等)を整えている。					
	□□ その他	理由 :				
	●判断基準					
	評価値が90%以上…………… a	① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。				
	評価値が80%以上90%未満…… b	② 評価値(%)=()該当項目数／()評価対象項目数				
	評価値が80%未満…………… c	③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。				
	※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。					
II. 配置技術者 (現場代理人等)	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である	
	●評価項目					
	【全体を評価する項目】				□ 配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	□ 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
	□□ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。				該当すれば「d」評価とする	該当すれば「e」評価とする
	□□ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。					
	【現場代理人を評価する項目】					
	□□ 現場代理人が、工事全体を把握している。					
	□□ 設計図面と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。					
	□□ 監督員への報告を適時及び的確に書面で行っている。					
	【監理(主任)技術者を評価する項目】					
	□□ 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。					
	□□ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。					
	□□ 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。					
	□□ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。					
	□□ 監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。					
	□□ その他	理由 :				
	●判断基準					
	評価値が90%以上…………… a	① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。				
	評価値が80%以上90%未満…… b	② 評価値(%)=()該当項目数／()評価対象項目数				
	評価値が80%未満…………… c	③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。				
	※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。					

考査項目	細別	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
2. 施工状況	I. 施工管理	<p>●評価項目</p> <p>□□ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。</p> <p>□□ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。</p> <p>□□ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。</p> <p>□□ 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。</p> <p>□□ 日常の出来形管理を設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。</p> <p>□□ 日常の品質管理を設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。</p> <p>□□ 現場内での整理整頓を日常的に行っている。</p> <p>□□ 使用材料の品質証明書及び写真等を整理している。</p> <p>□□ 工事打合簿を、不足無く整理している。</p> <p>□□ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。</p> <p>□□ 工事全体において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。</p> <p>□□ その他</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">理由 :</div>			<p>□ 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</p> <p>該当すれば「d」評価とする</p>	<p>□ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p> <p>該当すれば「e」評価とする</p>
		<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上…………… a ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>評価値が80%以上90%未満…… b ② 評価値(%)=()該当項目数/()評価対象項目数</p> <p>評価値が80%未満…………… c ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p>				
II. 工程管理		a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
		<p>●評価項目</p> <p>□□ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。</p> <p>□□ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。</p> <p>□□ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。</p> <p>□□ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。</p> <p>□□ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。</p> <p>□□ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。</p> <p>□□ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。</p> <p>□□ 休日の確保を行っている。</p> <p>□□ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。</p> <p>□□ その他</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">理由 :</div>			<p>□ 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</p> <p>該当すれば「d」評価とする</p>	<p>□ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p> <p>該当すれば「e」評価とする</p>
<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上…………… a ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>評価値が80%以上90%未満…… b ② 評価値(%)=()該当項目数/()評価対象項目数</p> <p>評価値が80%未満…………… c ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p>						
<p>※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。</p>						

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	III. 安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
	●評価項目					
		□□ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指摘事項が無い。			□ 安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	□ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		□□ 災害防止協議会等を1回／月以上行っている。			該当すれば「d」評価とする	該当すれば「e」評価とする
		□□ 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。				
		□□ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。				
		□□ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。				
		□□ 過積載防止に取り組んでいる。				
		□□ 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。				
		□□ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。				
		□□ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。				
		□□ その他	理由 :			
	●判断基準					
		評価値が90%以上…………… a	① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。			
		評価値が80%以上90%未満…… b	② 評価値(%)=()該当項目数/()評価対象項目数			
		評価値が80%未満…………… c	③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。			
		※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。				
IV. 対外関係		a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
	●評価項目					
		□□ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指摘事項が無い。			□ 対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	□ 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		□□ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。			該当すれば「d」評価とする	該当すれば「e」評価とする
		□□ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。				
		□□ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。				
		□□ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。				
		□□ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。				
		□□ その他	理由 :			
	●判断基準					
		評価値が90%以上…………… a	① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。			
		評価値が80%以上90%未満…… b	② 評価値(%)=()該当項目数/()評価対象項目数			
		評価値が80%未満…………… c	③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。			
		※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。				

考查項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	出来形が優れている	出来形が良好である	他の評価に該当しない	出来形がやや不適切である	出来形が不適切である
		<p>●評価項目</p> <p><input type="checkbox"/> 承諾図等が、設計図書を満足している。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工図等が、設計図書を満足している。</p> <p><input type="checkbox"/> 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。</p> <p><input type="checkbox"/> 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。</p> <p><input type="checkbox"/> 出来形の管理方法を工夫している。</p> <p><input type="checkbox"/> 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。</p> <p><input type="checkbox"/> 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <p>理由:</p> <p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上 a ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>評価値が80%以上90%未満 b ② 評価値(%) = ()該当項目数 / ()評価対象項目数</p> <p>評価値が60%以上80%未満 c ③ 評価対象項目数が2項目以下のは「c」評価とする。</p> <p>評価値が60%未満 d</p>	<p><input type="checkbox"/> 出来形に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</p> <p>該当すれば「d」評価とする。</p>	<p><input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき監督員が改造請求を行った。</p> <p>該当すれば「e」評価とする。</p>		

※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

考查項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 建築工事	品質が優れている	品質が良好である	他の評価に該当しない	品質がやや不適切である	品質が不適切である
		<p>●評価項目</p> <p><input type="checkbox"/> 材料・製品の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。</p> <p><input type="checkbox"/> 品質確認記録の内容が、適切である。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工の各段階における完了時の、品質が適切である。</p> <p><input type="checkbox"/> 車体工事における施工の品質が、良好である。</p> <p><input type="checkbox"/> 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。</p> <p><input type="checkbox"/> 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <p>理由:</p> <p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上 a ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>評価値が80%以上90%未満 b ② 評価値(%) = ()該当項目数 / ()評価対象項目数</p> <p>評価値が60%以上80%未満 c ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p> <p>評価値が60%未満 d</p>	<p><input type="checkbox"/> 品質の管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</p> <p>該当すれば「d」評価とする。</p>	<p><input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき監督員が改造請求を行った。</p> <p>該当すれば「e」評価とする。</p>		

※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

考查項目	細別	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 電気設備工事	品質が優れている ●評価項目 □□ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 □□ 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 □□ 品質確認記録の内容が、適切である。 □□ システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 □□ 機材及び施工の品質が、良好である。 □□ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 □□ その他 理由: ●判断基準 評価値が90%以上…………… a ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値が80%以上90%未満…………… b ② 評価値(%)=()該当項目数/()評価対象項目数 評価値が60%以上80%未満…………… c ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 評価値が60%未満…………… d	品質が良好である	他の評価に該当しない	品質がやや不適切である □ 品質の管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	該当すれば「d」評価とする。	品質が不適切である □ 契約書第17条に基づき監督員が改造請求を行った。 該当すれば「e」評価とする。
		※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。					

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

考查項目	細別	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 機械設備工事	品質が優れている ●評価項目 □□ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 □□ 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 □□ 品質確認記録の内容が、適切である。 □□ システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 □□ 機材及び施工の品質が、良好である。 □□ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 □□ その他 理由: ●判断基準 評価値が90%以上…………… a ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値が80%以上90%未満…………… b ② 評価値(%)=()該当項目数/()評価対象項目数 評価値が60%以上80%未満…………… c ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 評価値が60%未満…………… d	品質が良好である	他の評価に該当しない	品質がやや不適切である □ 品質の管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	該当すれば「d」評価とする。	品質が不適切である □ 契約書第17条に基づき監督員が改造請求を行った。 該当すれば「e」評価とする。
		※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。					

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

別紙4⑤一解体

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表(建築・設備工事等)

(監督員)

考查項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 解体工事	品質が優れている ●評価項目 □□ 施工計画書に定められた手順・機械により適切に施工されている。 □□ ほこり、騒音等に十分な対策を行った。 □□ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 □□ 廃棄物の現場搬出及び処分場搬入の写真記録等が適切である。 □□ その他 理由:	品質が良好である	他の評価に該当しない	品質がやや不適切である □ 品質の管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	品質が不適切である □ 契約書第17条に基づき監督員が改造請求を行った。
		●判断基準 評価値が90%以上…………… a ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値が80%以上90%未満……… b ② 評価値(%)=()該当項目数/()評価対象項目数 評価値が60%以上80%未満……… c ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 評価値が60%未満…………… d		該当すれば「d」評価とする。	該当すれば「e」評価とする。	

※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。

考查項目	細別	工夫事項
5. 創意工夫	I. 創意工夫	<p>■準備・後片づけ関係</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 測量・位置出しにおける工夫 <input type="checkbox"/> 2. 現地調査方法の工夫 <input type="checkbox"/> 3. その他(理由:)</p> <p>■施工関係</p> <p><input type="checkbox"/> 4. 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 <input type="checkbox"/> 5. 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取り組み <input type="checkbox"/> 6. 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 <input type="checkbox"/> 7. 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 <input type="checkbox"/> 8. 電気設備工事等の配線、配管等の工夫 <input type="checkbox"/> 9. 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 <input type="checkbox"/> 10. 照明・視界確保等の工夫 <input type="checkbox"/> 11. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 <input type="checkbox"/> 12. 運搬車両・施工機械等の工夫 <input type="checkbox"/> 13. 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 <input type="checkbox"/> 14. 施工管理及び品質向上等の工夫 <input type="checkbox"/> 15. プレハブ工法等を採用による工期短縮等の工夫 <input type="checkbox"/> 16. 仮設施工等の工夫 <input type="checkbox"/> 17. 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 <input type="checkbox"/> 18. 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 <input type="checkbox"/> 19. 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 <input type="checkbox"/> 20. その他(理由:)</p> <p>■品質関係</p> <p><input type="checkbox"/> 21. 集計ソフト等の活用と工夫 <input type="checkbox"/> 22. 車体工事の品質管理の工夫 <input type="checkbox"/> 23. 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 <input type="checkbox"/> 24. 施工の検査・試験に関する工夫 <input type="checkbox"/> 25. 品質記録方法の工夫 <input type="checkbox"/> 26. その他(理由:)</p>

考查項目	細別	工夫事項
5. 創意工夫	I. 創意工夫	<p>■安全衛生関係</p> <p><input type="checkbox"/> 27. 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) <input type="checkbox"/> 28. 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 29. 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫 <input type="checkbox"/> 30. 酸欠対策、有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 <input type="checkbox"/> 31. 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 <input type="checkbox"/> 32. 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 <input type="checkbox"/> 33. 作業時における作業環境改善等の工夫 <input type="checkbox"/> 34. ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 <input type="checkbox"/> 35. その他(理由:)</p> <p>■施工管理関係</p> <p><input type="checkbox"/> 36. 出来形の管理等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 37. 施工計画書または写真記録等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 38. 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 <input type="checkbox"/> 39. CAD、施工管理ソフト等の活用 <input type="checkbox"/> 40. CALSを活用した施工管理の工夫 <input type="checkbox"/> 41. その他(理由:)</p> <p>■その他</p> <p><input type="checkbox"/> 42. その他(理由:) <input type="checkbox"/> 43. その他(理由:) <input type="checkbox"/> 44. その他(理由:)</p>
記述評価 (■マークを付した評価内容を詳細記述)	評点: _____点	【创意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載

※1. 特に評価すべき创意工夫事例を加点評価する。

※2. 評価は各項目において1つ■マークが付されれば1、2点で評価し、最大7点の加点評価とする。

※3. 該当するの数と重みを勘案して評点する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。

※4. 上記の考查項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的な内容を記載して加点する。

※5. 担当課長等が評価する「4. 工事特性」との二重評価はしない。

※6. 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。

※7. 評価した内容を詳細評価欄に記載する。

考査項目	細別	県産品、県認定リサイクル製品キーワード一覧表	1点	2点	3点	4点	解説
5. 創意工夫	II. 県産品・県認定リサイクル製品	■県産品関係 1. 仕様書明記の県産品をすべて使用	<input type="checkbox"/>				仕様書に明記した県産品が全て(全品目・全数量)使われている場合には、加点■する。それ以外は空白□とする。
		2. 上記1の条件を満たした上で、明記していないものについて県産品を使用			<input type="checkbox"/>		仕様書に県産品の明記がある場合に、明記しているものを県産品で全て使用したうえで、明記のないものについて、県産品を全数量使用していれば上記■に加え、加点■する。(1点+3点)それ以外は空白とする。
		3. 仕様書に県産品の明記が全くない場合に、県産品を使用した				<input type="checkbox"/>	仕様書に県産品の明記が全くない場合に、県産品を全数量使用していれば加点■する。それ以外は空白とする。 ※「1.」または「2.」に該当していれば「3.」には該当しない。
		■県認定リサイクル製品関係 1. 仕様書に県認定リサイクル製品の明記がないものについて、和歌山県認定リサイクル製品を使用		<input type="checkbox"/>			仕様書に県認定リサイクル製品の明記していない建設資材について県認定リサイクル製品を全数量使用した場合のみ加点■する。
		評点: 点 ・県産品、県認定リサイクル製品は加点評価とする。 ・加点は+6点～0点の範囲とする。 ・和歌山県けんさんびん登録制度に認定又はその定義に合致していれば県産品とする。ただし、県土保全環境技術の県外品を除く。 ・仕様書に記載している購入建設資材等を評価対象とする。諸経費に含まれる資材や転用可能な資材等は対象外とするが、創意工夫考査項目のその他で1点を加点できるものとする。	【県産品、県認定リサイクル製品の詳細評価】				※「和歌山県県土整備部工事成績評定要領の運用について」(平成25年3月25日付 技第1575号)により県産品及び県認定リサイクル製品の使用状況が提出されていたならば評価するものとする。

考查項目	細別	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d やや劣っている	e 劣っている
2. 施工状況	II. 工程管理					
<p>●評価項目</p> <p><input type="checkbox"/> 隣接する他の工事などの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</p> <p><input type="checkbox"/> 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</p> <p><input type="checkbox"/> 工程管理を適切に行なうことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。</p> <p><input type="checkbox"/> 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。</p> <p><input type="checkbox"/> 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 </p>						
<p>●判断基準</p> <p>上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>						
	III. 安全対策	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d やや劣っている	e 劣っている
	<p>●評価項目</p> <p><input type="checkbox"/> 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動を積極的に取り組んだ。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 </p>					
	<p>●判断基準</p> <p>上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>					

考查項目	細別	対応事項	【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例
4. 工事特性	I. 施工条件への対応	<p>■建物規模への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 延べ面積10,000m²以上の建物</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 大空間のホール等を有する建物</p> <p><input type="checkbox"/> 4. その他(理由:)</p> <p>※ 上記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。</p> <p>■建物固有の機能の難しさへの対応</p> <p><input type="checkbox"/> 5. 対象建物の耐震レベル</p> <p><input type="checkbox"/> 6. 建物機能の特殊性</p> <p><input type="checkbox"/> 7. その他(理由:)</p> <p>※ 上記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。</p> <p>■建物固有の施工技術の難しさへの対応</p> <p><input type="checkbox"/> 8. 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合【総合評価における技術提案は除く】</p> <p><input type="checkbox"/> 9. 設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特殊性</p> <p><input type="checkbox"/> 10. 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合</p> <p><input type="checkbox"/> 11. その他(理由:)</p> <p>※ 上記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。</p> <p>■厳しい自然・地盤条件への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 12. 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時)</p> <p><input type="checkbox"/> 13. 軟弱地盤、支持地盤の影響</p> <p><input type="checkbox"/> 14. 雨・雪・風・気温等の影響</p> <p><input type="checkbox"/> 15. その他(理由:)</p> <p>※ 上記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。</p> <p>■厳しい周辺環境等、社会条件との対応</p> <p><input type="checkbox"/> 16. 地中埋設物等の作業障害</p> <p><input type="checkbox"/> 17. 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物</p> <p><input type="checkbox"/> 18. 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮</p> <p><input type="checkbox"/> 19. 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮</p> <p><input type="checkbox"/> 20. その他(理由:)</p> <p>※ 上記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。</p>	<p>・建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてI類及びA種に属する工事</p> <p>・電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事</p> <p>・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物</p> <p>・パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事</p> <p>・特殊な工法及び材料等を採用した工事</p> <p>・特殊な設備システムを採用した工事</p> <p>・免震装置を設ける工事</p> <p>・大規模な山留め工法が必要な工事</p> <p>・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事</p> <p>・仮設設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事</p> <p>・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事</p> <p>・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事</p> <p>・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事</p> <p>・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事</p> <p>・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事</p> <p>・場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事</p> <p>・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められてる工事</p> <p>・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事</p>

考查項目	細別	対応事項	【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例
4. 工事特性	I. 施工条件 への対応	<p>■施工現場での対応 【長期工事における安全確保への対応】 □ 21. 12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事(ただし全面一次中止期間は除く)</p> <p>【災害等での臨機の措置】 □ 22. 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事</p> <p>【施工状況(条件)に対応した施工・工法等】 □ 23. 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 □ 24. 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 □ 25. 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 □ 26. 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 □ 27. 特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の請負者が複数ある工事 □ 28. 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 □ 29. 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 □ 30. 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 □ 31. 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 □ 32. その他(理由:)</p> <p>※ 上記の対応事項に1つに■が付ければ4点の加点とし、最大10点とする。</p>	
	評価	評定: _____ 点	【工事特性の詳細評価】

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。

※2. 監督員が評価する「5. 創意工夫」との二重評価は行わない。

※3. 評価に当たっては、監督員の意見も参考に評価する。

※4. ■マークを付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価欄に記載する。

考查項目	細別	a 優れている	a' bより優れている	b やや優れている	b' cより優れている	c 他の評価に該当しない
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	<p>●評価項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 <input type="checkbox"/> 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 <input type="checkbox"/> 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 <input type="checkbox"/> その他 				
		<p>●判断基準</p> <p>上記該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。</p>				

考查項目	法令遵守等の該当項目一覧表																					
7. 法令遵守等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>措置内容</th><th>点数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1. 入札参加資格停止3ヶ月以上</td><td>— 20点</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 2. 入札参加資格停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td><td>— 15点</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3. 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td><td>— 13点</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 4. 入札参加資格停止2週間以上1ヶ月未満</td><td>— 10点</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 5. 文書注意</td><td>— 8点</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 6. 口頭注意</td><td>— 5点</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、 口頭注意以上の処分が行われなかった場合。</td><td>— 3点</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 8. その他 理由 :</td><td>— 点</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 9. 項目該当なし</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>① 本評価項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があつた場合に適用する。 ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、受注企業の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。 ④ 総合評価落札方式により契約を行つた工事で、標準型の場合は技術提案による施工方法等の不履行時、簡易型の場合は技術提案による施工計画等の不履行時、特別簡易型の場合は技術提案の不履行時は、最大で文書注意の一8点とする。 ⑤ 工事特記事項(共通編)「第19 工事中の安全確保」の不履行時は、その他の項目においてー3点とする。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕または公訴された。 6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど、下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業会員等の暴力団関係者がいることが判明した。 13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行つてゐる事実が判明した。 14. 安全管理が不適切であつたことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆災害事故を起こした。 15. 受注者が社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結した。(発注者の指定した一定の期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認できる書類が提出された場合を除く。) 	措置内容	点数	<input type="checkbox"/> 1. 入札参加資格停止3ヶ月以上	— 20点	<input type="checkbox"/> 2. 入札参加資格停止2ヶ月以上3ヶ月未満	— 15点	<input type="checkbox"/> 3. 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満	— 13点	<input type="checkbox"/> 4. 入札参加資格停止2週間以上1ヶ月未満	— 10点	<input type="checkbox"/> 5. 文書注意	— 8点	<input type="checkbox"/> 6. 口頭注意	— 5点	<input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、 口頭注意以上の処分が行われなかった場合。	— 3点	<input type="checkbox"/> 8. その他 理由 :	— 点	<input type="checkbox"/> 9. 項目該当なし		
措置内容	点数																					
<input type="checkbox"/> 1. 入札参加資格停止3ヶ月以上	— 20点																					
<input type="checkbox"/> 2. 入札参加資格停止2ヶ月以上3ヶ月未満	— 15点																					
<input type="checkbox"/> 3. 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満	— 13点																					
<input type="checkbox"/> 4. 入札参加資格停止2週間以上1ヶ月未満	— 10点																					
<input type="checkbox"/> 5. 文書注意	— 8点																					
<input type="checkbox"/> 6. 口頭注意	— 5点																					
<input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、 口頭注意以上の処分が行われなかった場合。	— 3点																					
<input type="checkbox"/> 8. その他 理由 :	— 点																					
<input type="checkbox"/> 9. 項目該当なし																						

考査項目	細別	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d やや劣っている	e 劣っている
2. 施工状況	I. 施工管理	<p>●評価項目</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 契約書第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 立会確認の手続きが事前に行っていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で的確に整備されていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 下請に対する引き取り(完成)検査を書面で実施していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 品質証明体制が確立され、関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 工事の関係書類を不足無く簡潔に整理していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他 〔 理由 : _____ 〕</p> <p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上…………… a ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>評価値が80%以上90%未満………… b ② 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>評価値が80%未満…………… c ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p>	<p><input type="checkbox"/> 施工管理について、監督員が文書による改善指示を行った。</p> <p>該当すれば「d」評価とする。</p>	<p><input type="checkbox"/> 施工管理について、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p> <p>該当すれば「e」評価とする。</p>		

※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。

考查項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	出来形が特に優れている	出来形が優れている	出来形が特に良好である	出来形が良好である	出来形が適切である	出来形がやや不適切である	出来形が不適切である

●評価項目

- 承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
- 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
- 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。
- 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。
- 出来形の管理が、工夫されていることが確認できる。
- 現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。
- 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。
- 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。
- その他

理由:

●判断基準

評価値が90%以上…………… a

① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。

評価値が80%以上90%未満………… a'

② 評価値(%) = 評価対象項目数() / 評価対象項目数()

評価値が70%以上80%未満………… b

③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

評価値が60%以上70%未満………… b'

評価値が50%以上60%未満………… c

評価値が50%未満…………… d

※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

考查項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 建築工事	品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
		<p>●評価項目</p> <p>□□ 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p>□□ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。</p> <p>□□ 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。</p> <p>□□ 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。</p> <p>□□ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p>□□ 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p>□□ 軸体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。</p> <p>□□ 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。</p> <p>□□ その他の工事(軸体・内外仕上げを除く)における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。</p> <p>□□ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。</p> <p>□□ 中間検査や一部完成検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。</p> <p>□□ その他 理由:</p>	<p>□ 品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。</p> <p>該当すれば「d」評価とする。</p>	<p>□ 品質が不適切であった為、契約書第31条に基づく修補支持を検査員が行った。</p> <p>該当すれば「e」評価とする。</p>				

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

考查項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 電気設備工事	品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
		<p>●評価項目</p> <p><input type="checkbox"/> 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法等が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 中間検査や一部完成検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <p>理由:</p> <p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上…………… a</p> <p>評価値が80%以上90%未満…………… a'</p> <p>評価値が70%以上80%未満…………… b</p> <p>評価値が60%以上70%未満…………… b'</p> <p>評価値が50%以上60%未満…………… c</p> <p>評価値が50%未満…………… d</p>	<p><input type="checkbox"/> 品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。</p> <p>該当すれば「d」評価とする。</p>	<p><input type="checkbox"/> 品質が不適切であった為、契約書第31条に基づく修補支持を検査員が行った。</p> <p>該当すれば「e」評価とする。</p>				

※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

考查項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 機械設備工事	<p>品質が特に優れている</p> <p>●評価項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法等が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 <input type="checkbox"/> 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 <input type="checkbox"/> 中間検査や一部完成検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 <input type="checkbox"/> 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 <input type="checkbox"/> その他 <p>理由:</p> <p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上 a</p> <p>評価値が80%以上90%未満 a'</p> <p>評価値が70%以上80%未満 b</p> <p>評価値が60%以上70%未満 b'</p> <p>評価値が50%以上60%未満 c</p> <p>評価値が50%未満 d</p> <p>① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>② 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p>	<p>品質がやや不適切である</p> <p><input type="checkbox"/> 品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。</p> <p>該当すれば「d」評価とする。</p>	<p>品質が不適切である</p> <p><input type="checkbox"/> 品質が不適切であった為、契約書第31条に基づく修補支持を検査員が行った。</p> <p>該当すれば「e」評価とする。</p>				

※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

考查項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 解体工事	品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である

●評価項目

- 施工計画書に定められた手順・機械により適切に施工されていることが確認できる。
- ほこり、騒音等に十分な対策を行ったことが確認できる。
- 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
- 廃棄物の現場搬出及び処分場搬入の写真記録等が適切であることが確認できる。

□□ その他

理由:

●判断基準

評価値が90%以上…………… a

① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。

評価値が80%以上90%未満…………… a'

② 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()

評価値が70%以上80%未満…………… b

③ 評価対象項目数が2項目以下のは「c」評価とする。

評価値が60%以上70%未満…………… b'

評価値が50%以上60%未満…………… c

評価値が50%未満…………… d

※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。

□ 品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質が不適切であった為、契約書第31条に基づく修補支持を検査員が行った。

該当すれば「d」評価とする。

該当すれば「e」評価とする。

考查項目	細別	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	III. 出来ばえ 建築工事	全般的な完成度が優れている	全般的な完成度が良好である	全般的な完成度が適切である	全般的な完成度が劣っている
		<p>●評価項目</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 色調が均一であり、色むら等が無く、全般的な美観が良好である。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 材料・製品の割付や通り等が良く、全般的な出来ばえが良好である。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 保全に配慮した施工がなされている。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他</p> <p>理由:</p>	<p><input type="checkbox"/> 出来ばえが劣っている。</p> <p>該当すれば「d」評価とする。</p>		

※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。

※1. 全般的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全般的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

考查項目	細別	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	III. 出来ばえ 電気設備工事	全体的な完成度が優れている ●評価項目 <input type="checkbox"/> きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 <input type="checkbox"/> 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 <input type="checkbox"/> 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 <input type="checkbox"/> 環境負荷低減への対策が優れている。 <input type="checkbox"/> 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなれている。 <input type="checkbox"/> その他 理由: ●判断基準 評価値が90%以上…………… a ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値が80%以上90%未満…… b ② 評価値(%) = 評価対象項目数() / 評価対象外項目数() 評価値が80%未満…………… c ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当しても「c」評価とする	全体的な完成度が良好である 全体的な完成度が適切である 全体的な完成度が劣っている <input type="checkbox"/> 出来ばえが劣っている。 評価値が80%未満…………… c	全体的な完成度が劣っている <input type="checkbox"/> 出来ばえが劣っている。 評価値が80%未満…………… c	

※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

考查項目	細別	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	III. 出来ばえ 機械設備工事	全体的な完成度が優れている ●評価項目 <input type="checkbox"/> きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 <input type="checkbox"/> 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 <input type="checkbox"/> 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 <input type="checkbox"/> 環境負荷低減への対策が優れている。 <input type="checkbox"/> 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなれている。 <input type="checkbox"/> その他 理由: ●判断基準 評価値が90%以上…………… a ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値が80%以上90%未満…… b ② 評価値(%) = 評価対象項目数() / 評価対象外項目数() 評価値が80%未満…………… c ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当しても「c」評価とする	全体的な完成度が良好である 全体的な完成度が適切である 全体的な完成度が劣っている <input type="checkbox"/> 出来ばえが劣っている。 評価値が80%未満…………… c	全体的な完成度が劣っている <input type="checkbox"/> 出来ばえが劣っている。 評価値が80%未満…………… c	

※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

考查項目	細別	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	III. 出来ばえ 解体工事	全体的な完成度が優れている	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度が劣っている <input type="checkbox"/> 出来ばえが劣っている。 該当すれば「d」評価とする。
		<p>●評価項目</p> <p><input type="checkbox"/> 使用材料等が適切に片づけられており、現場に残っていない。 <input type="checkbox"/> 窪みやわだちがなく、整地の仕上がり状態が良好である。 <input type="checkbox"/> 周辺環境への配慮がなされている。 <input type="checkbox"/> 進入路や隣地境界とのすりつけ等がよい。 <input type="checkbox"/> その他 理由:</p> <p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上…………… a ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>評価値が80%以上90%未満…… b ② 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>評価値が80%未満…………… c ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当しても「c」評価とする</p>			

※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。

様式7-1

工事特性・創意工夫・県産品、県認定リサイクル製品・社会性等・施工体制・施工状況に関する実施状況

工事名		受注者名
考查項目	評価内容	事例
□工事特性	□建物規模への対応	延べ面積10,000m ² 以上の建物
		地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物
		大空間のホール等を有する建物
	□建物固有の機能の難しさへの対応	対象建物の耐震レベル
		建物機能の特殊性
	□建物固有の施工技術の難しさへの対応	建築材料、設備機材、工法
		工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特殊性
		制約条件等があり、施工難度が特に高い場合
	□厳しい自然・地盤条件への対応	湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時)
		軟弱地盤、支持地盤の影響
		雨・雪・風・気温等の影響
	□厳しい周辺環境等、社会条件との対応	地中埋設物等の作業障害
		工事の影響に配慮すべき建物等の近接物
		周辺住民等に対する騒音・振動の配慮
		周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
	□施工現場での対応	長期工事における安全確保への対応
		災害等での臨機の措置
		施工状況(条件)に対応した施工・工法等
	□その他	
□創意工夫	□準備・後片づけ	
	□施工関係	施工に伴う機械、器具、工具、装置類
		工場加工製品等の活用、リサイクルの取り組み
		施工方法の工夫
		施工環境の改善
		仮設計画の工夫
		施工管理、品質管理の工夫
	□品質関係	
	□安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮
		安全教育・講習会・パトロールの工夫
		安全対策への工夫
		作業環境の改善
		地球環境への工夫
	□施工管理関係	
	□その他	
□県産品、県認定リサイクル製品	□県産品関係	
	□県認定リサイクル製品関係	
□社会性等	□地域への貢献等	周辺環境への配慮
		現場環境の周辺地域との調和
		地域住民とのコミュニケーション
		ボランティアの実施
□施工体制	□創意工夫や提案	施工前の創意工夫や提案
□施工状況	□品質確保対策	品質確保のための特別な対策や独自の工夫
	□安全対策	安全管理のための臨機の措置

1. 該当する項目の□にマークを記入

2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。

様式7-2

工事特性・創意工夫・県産品、県認定リサイクル製品・社会性等・施工体制・施工状況に関する実施状況

工事名			/
項目		評価内容	
提案内容	(説明)		
(添付図)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

「施工プロセス」のチェックリスト

1. 工事名

工事

2. 工期

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

事務所名:

3. 施工業者

監督員名:

- ① 「施工プロセス」のチェックリストは、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督員が確認する。
- ② チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がOKであれば□に「レ」マークを記入し、OKでなければ、備考欄に改善通知、改善指示及びその是正状況等を記入する。
- ③ 用語の定義については、契約後:当初契約後、変更後:工期内に行なう契約変更後とする。

項目査 目査	細 別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期						備考
				着手前	施工中				完成時	
1 施工 体制 一般	I 施工 体制 一般	○契約工程表	・契約締結の5日以内に、契約工程表が提出された。 (契約後、変更後)	(/) □						
		○工事カルテ	・事前に監督員の確認を受け、契約締結後等の10日以内に登録機関に申請した。 (契約後、変更後、完成時)	(/) □						
		○品質証明	・工事途中及び検査時の事前に品質確認を行い、その結果を所定の様式により提出した。 (検査の前等)		(/) □					
			・品質証明は、出来形、品質及び写真管理等、工事全般にわたり適切(数量も含む)に実施した。 (品質証明実施時)		(/) □					
	○建設業退職金共済 制度等	○建設業退職金共済 制度等	・掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。 (契約後、増額変更後)	(/) □						
			・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示している。 (施工時1回程度)		(/) □					
		○施工体制台帳、施 工体系図	・労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示して いる。 (施工時1回程度)		(/) □					
			・建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適 切に管理している。 (施工時適宜)		(/) □					
			・施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを提 出した。 (施工時の当初、変更時)		(/) □					
	○施工体制台帳、施 工体系図	○施工体制台帳、施 工体系図	・施工体制台帳に下請負契約書(写)及び再下請負通知 書を添付している。 (施工時の当初、変更時)		(/) □					
			・施工体制台帳に、下請負金額を記入している。 (施工時の当初、変更時)		(/) □					
		○施工体制台帳、施 工体系図	・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場 所に掲げている。 (施工時の当初、変更時)		(/) □					
			・施工体系図に記載のない業者が作業していない。 (施工時1回／月程度)		(/) □					

別紙7②

「施工プロセス」のチェックリスト

別紙7③

「施工プロセス」のチェックリスト

「施工プロセス」のチェックリスト

項目 目 査	細 別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期(指示事項)					備考
				着手前	施工中			完成時	
2 施 工 状 況	II 工 程 管 理	○工程管理	・フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。 (施工時適宜)	(/) <input type="checkbox"/>					
			・現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、その結果を書類で提出した。 (施工時適宜)	(/) <input type="checkbox"/>					
			・作業員の休日の確保を行った記録が整理されている。 (施工時適宜)	(/) <input type="checkbox"/>					
	III 安 全 対 策	○安全活動	・災害防止協議会等を設置し、活動記録がある。 (施工時適宜)	(/) <input type="checkbox"/>					
			・店舗パトロールを実施し、記録がある。 (施工時1回／月程度)	(/) <input type="checkbox"/>					
			・安全訓練等を実施し、記録がある。 (施工時適宜)	(/) <input type="checkbox"/>					
			・安全巡視、TBM(作業前打合せ)、KY(危険予知)等を実施し、記録がある。 (施工時適宜)	(/) <input type="checkbox"/>					
			・新規入場者教育を実施し、記録がある。 (施工時適宜)	(/) <input type="checkbox"/>					
			・過積載防止に取り組んでいる記録がある。 (施工時適宜)	(/) <input type="checkbox"/>					
			・使用機械、車両等の点検整備等が管理され、記録がある。 (施工時1回／月程度)	(/) <input type="checkbox"/>					
			・重機操作で、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。 (施工時適宜)	(/) <input type="checkbox"/>					
			・山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。 (施工時適宜)	(/) <input type="checkbox"/>					
IV 対 外 関 係	○関係機関等	○安全パトロールの指 摘事項の処理	・足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。 (施工時適宜)	(/) <input type="checkbox"/>					
			・各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。 (施工時適宜)	(/) <input type="checkbox"/>					
			・関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。 (施工時適宜)	(/) <input type="checkbox"/>					
			・地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行い、記録がある。 (施工時適宜)	(/) <input type="checkbox"/>					
			・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を働いている記録がある。 (施工時適宜)	(/) <input type="checkbox"/>					

別紙8 1,500万円未満

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

監督員用

考查項目	細別	採点者	監督員	監督員	採点者	監督員	監督員	監督員	監督員用
					a	b			e
1施工体制	I 施工体制一般	適切である。			ほぼ適切である。		他の評価に該当しない。	やや不適切である。 (□ 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。)該当すれば「d」評価とする。	不適切である。 (□ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。)該当すれば「e」評価とする。
	II 配置技術者 〔現場代理人 主任技術者等〕	適切である。			ほぼ適切である。		他の評価に該当しない。	やや不適切である。 (□ 配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。)該当すれば「d」評価とする。	不適切である。 (□ 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。)該当すれば「e」評価とする。
2施工状況	I 施工管理	適切である。			ほぼ適切である。		他の評価に該当しない。	やや不適切である。 (□ 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。)該当すれば「d」評価とする。	不適切である。 (□ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。)該当すれば「e」評価とする。
	II 工程管理	適切である。			ほぼ適切である。		他の評価に該当しない。	やや不適切である。 (□ 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。)該当すれば「d」評価とする。	不適切である。 (□ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。)該当すれば「e」評価とする。
	III 安全対策	適切である。			ほぼ適切である。		他の評価に該当しない。	やや不適切である。 (□ 安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。)該当すれば「d」評価とする。	不適切である。 (□ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。)該当すれば「e」評価とする。
	IV 対外関係 〔関係官公庁 地元との調整 苦情の対応 関連工事 等〕	適切である。			ほぼ適切である。		他の評価に該当しない。	やや不適切である。 (□ 対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。)該当すれば「d」評価とする。	不適切である。 (□ 監督員からの文書による改善指示に従わなかった。)該当すれば「e」評価とする。
3出来形及び出来ばえ	I 出来形	出来形が優れている。			出来形が良好である。		他の評価に該当しない。	出来形がやや不適切である。 (□ 出来形に関して、監督員が文書で改善指示を行った。)該当すれば「d」評価とする。	出来形が不適切である。 (□ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。)該当すれば「e」評価とする。
	II 品質	品質が優れている。			品質が良好である。		他の評価に該当しない。	品質がやや不適切である。 (□ 品質の管理に関して、監督員が文書で改善指示を行った。)該当すれば「d」評価とする。	品質が不適切である。 (□ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。)該当すれば「e」評価とする。

※【創意工夫】については「別紙4⑥」を、【県産品、県認定リサイクル製品】については「別紙4⑦」を使用

考查項目	細別	採点者 課長等	a	課長等	a'	課長等	b	課長等	b'	課長等	c	課長等	d	課長等	e
2施工状況	II 工程管理		優れている。		—		やや優れている。		—		他の評価に該当しない。		やや劣っている。		劣っている。
	III 安全対策		優れている。		—		やや優れている。		—		他の評価に該当しない。		やや劣っている。		劣っている。
6社会性等	I 地域への貢献等		優れている。		bより優れている。		やや優れている。		cより優れている。		他の評価に該当しない。		—		—

※【工事特性】については「別紙5②」を、【法令遵守等】については「別紙5④」を使用

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

検査員用

検査員用	検査員	検査員	検査員	検査員	検査員	検査員	検査員	検査員	検査員	検査員	検査員	検査員
												検査員
検査項目	採点者	細別	a	a'	b	b'	c	d	e			
2施工状況	I 施工管理	優れている。	—	やや優れている。	—	他の評価に該当しない。	やや劣っている。 (□ 施工管理について、監督員が文書による改善指示を行った。)該当すれば「d」評価とする。	劣っている。 (□ 施工管理について、監督員からの文書による改善指示に従わなかつた。)該当すれば「e」評価とする。				
3出来形及び出来ばえ	I 出来形	出来形が特に優れている。	出来形が優れている。	出来形が特に良好である。	出来形が良好である。	出来形が適切である。	出来形がやや不適切である。 (□ 出来形の管理について、監督員が文書で指示を行い改善された。) 該当すれば「d」評価とする。	出来形が不適切である。 (□ 出来形が不適切であったため、契約書第31条に基づく修補指示を検査員が行った。)該当すれば「e」評価とする。				
	II 品質	品質が特に優れている。	品質が優れている。	品質が特に良好である。	品質が良好である。	品質が適切である。	品質がやや不適切である。 (□ 品質の管理について、監督員が文書で指示を行い改善された。)該当すれば「d」評価とする。	品質が不適切である。 (□ 品質が不適切であったため、契約書第31条に基づく修補指示を検査員が行った。)該当すれば「e」評価とする。				
	III出来ばえ	全体的な完成度が優れている。	—	全体的な完成度がやや優れている。	—	全体的な完成度が適切である。	全体的な完成度が劣っている。 (□ 出来映えが劣っている。)該当すれば「d」評価とする。	—				